

令和7年3月25日

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院における自動販売機（飲料等）設置運営事業者の募集  
について

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院（以下「本院」という。）に、入院患者及び外来患者の利便性の向上を図るため、自動販売機の設置を行います。自動販売機を設置するにあたり、次のとおり見積もり合わせを行いますので公示します。

1 見積もり合わせに関する事項

(1) 件名

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院における自動販売機（飲料等）設置運営事業者の募集

(2) 内容等

見積もり合わせ説明書及び仕様書に示すとおり

(3) 設置期間

① 当初貸付期間は、令和7年5月1日～令和8年3月31日までとします。

なお、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間、1年以内を単位として契約の更新を申請できるものとします。

※次のいずれかに該当する場合には公立大学法人名古屋市立大学は契約を解除できるものとし、このために設置運営者に損害が発生しても、公立大学法人名古屋市立大学はその責を負わないものとします。

(ア) 設置運営者が仕様書の内容を遵守しないとき

(イ) 公立大学法人名古屋市立大学もしくは本院が事業の継続をできなくなったとき

② 貸付期間終了後は、再度公募等を行い、契約の相手方を決定する予定です。

(4) 設置場所

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 北館1階エレベーターホール前

2 参加資格（次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募する事が出来ます。）

(1) 当該見積もり合わせにかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実

- があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。)  
又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
  - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
  - (6) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る見積り合わせに参加しようとしないう者等であること。
  - (7) 本公示の日から契約の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (8) 本公示の日から契約の日までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置(以下「排除措置」という。)の期間中の者でないこと。
  - (9) 入札公告の日から過去2年以内において著しく経営不振に陥っていないもの(直近の決算で①債務超過に陥っていないこと。かつ、②累積欠損金がないこと)。
  - (10) 名古屋市内又は愛知県内に営業所があり、かつ名古屋市内にて入札公告の日から過去3年以内に飲料等にかかる自動販売機による販売について実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
  - (11) 令和元年度以降に元請として病床数200床以上の病院において自動販売機運営を履行した実績のある者であること。

### 3 設置条件

- (1) 対象が飲料水のものは、缶、ペットボトル等でキャップ式の容器としてください。
- (2) 自動販売機には、トラブルが発生した場合の対応先となる会社名及び担当者の連絡先を、必ず表示してください。
- (3) 設置する自動販売機は消費電力10アンペア以下のものとし、ヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種としてください。
- (4) 災害対応型の自動販売機としてください。また、災害時には、本院で自動販売機を開放できるよう、必要な手段を講じること。
- (5) 電子マネー決済が可能な自動販売機としてください。
- (6) 新旧500円玉硬貨が使用できる自動販売機としてください。
- (7) 新紙幣が発行された際には、速やかに対応してください。また、旧紙幣は、少なくともE千円券までは使用できる自動販売機としてください。
- (8) ユニバーサルデザインの自動販売機としてください。
- (9) 自動販売機1台の月額貸付料は、見積り合わせ説明書に記載する固定額と、1か月の当該自動販売機の売上金額(消費税込)に貸付料率を乗じて得た変動額との合計額とします。貸付期間が1か月に満たない場合も、1か月として計算します。

- (10) 自動販売機の設置にかかる費用（工事費や搬入にかかる費用等）はすべて設置事業者の負担となります。
- (11) 自動販売機に使用済み容器の回収箱等を設置事業者の負担により併設し、設置事業者の責任で適切に回収・処理するとともに、回収時には自動販売機周辺の清掃をお願いします。回収箱等が溢れることのないよう、回収頻度を調整し、ご対応ください。
- (12) アルコール飲料の販売はできません。
- (13) 維持管理（メンテナンス、釣銭補充、清掃、クレーム対応等）は全て設置事業者の対応とします。
- (14) 契約期間中であっても「2 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。
- (15) 自動販売機を設置するにあたっては、耐震対策を施してください。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置してください。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認してください。
- (16) 商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- (17) 契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者が投じた有益費や必要費などがあっても本院に請求することはできません。
- (18) その他より詳しい設置条件は見積もり合わせ説明書にてお示しします。

#### 4 見積もり合わせの手続き等

##### (1) 担当部局（問い合わせ先）

〒458-0037

名古屋市緑区潮見が丘一丁目 77 番

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 病院管理部管理課庶務係（本館 2 階）

担当 佐藤、栗山、鈴木

TEL 052-892-1364

E-mail [sato-misaki@sec.nagoya-cu.ac.jp](mailto:sato-misaki@sec.nagoya-cu.ac.jp)

##### (2) 見積もり合わせ説明書等の交付

見積もり合わせ説明書等の交付を受けようとする者は、令和 7 年 3 月 25 日（火）から令和 7 年 4 月 2 日（水）における午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分の間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に（1）の場所で受け取ってください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

##### (3) 見積書の提出期間

令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時 00 分まで（厳守）

##### (4) 見積書の提出先

（1）に示す場所に直接持参もしくは郵送（書留又は簡易書留郵便）してください（必着）。普通郵便による提出は無効となります。

提出した見積書の書換え、引換え、撤回はできません。

##### (5) 見積書の作成方法等

詳しくは見積もり合わせ説明書をご覧ください。

##### (6) 本説明書等に関する質問

###### （ア）質問の仕方

質問書（様式は問わない。）を、事前連絡の上、持参または E-mail により（1）に示す場所

へ提出してください。E-mail の場合は、送付後に受信確認の電話をしてください。

(イ) 質問書の受付期限

令和7年4月2日(水) 午後5時00分まで(厳守)

(ウ) 質問の回答

質問者には個別に回答を行わず、すべての質問への回答をまとめた回答書を、(1)の場所で閲覧に供します。

(エ) 回答書閲覧期間

令和7年4月4日(金) 午前9時00分から令和7年4月7日(月) 午後5時00分まで

(7) 契約候補者の決定

最も高い貸付料率を提示した者の資格審査等を行い、後日契約候補者を決定し、決定の連絡を行います。

(8) 資格確認申請書等の提出

契約候補者となったものは、2. 参加資格(9)～(11)があることを証する書類(会社概要、契約書の写し、行政財産使用許可書の写し等)及び直近2年間の財務諸表を「見積もり合わせ参加資格確認申請書」(様式3)に添付して提出。

(ア) 資料の提出先 (1)に示す場所

(イ) 提出部数 1部

(ウ) 提出方法 (1)に示す場所への直接持参による提出

(エ) 提出期限 契約候補者に別途指定

※上記のほか、契約候補者の選定に必要な場合は、別途必要書類の提出を求めることがあります。

## 5 その他

(1) 説明会等はありませんが、設置場所の確認を希望する場合は、4の(1)にお申し出ください。

ただし、場所によっては改修工事や感染防止等の事情により確認できない場合もあります。

(2) 申込み期間を過ぎてからの申し込み、または提出書類に明らかな記載漏れがあった場合は、受付できません。

(3) この見積もり合わせにおいて疑義が生じた場合には、本院の解釈とします。

(4) 談合情報が寄せられた場合その他の事情により、この見積もり合わせを延期若しくは中止することがあります。

(5) 本公示に関し、見積もり合わせから契約締結にかかる費用は、すべて申込者の負担とします。

(6) 中止または延期の場合も同様とします。

(7) 自動販売機設置後、参加資格の要件を満たさなくなった場合、業績が著しく不振の場合、関係書類に偽りがあった場合、または設置条件に対する違反行為等があった場合には、契約を解除することがあります。

(参考)

・ 1日平均外来患者数	277人(令和6年4月～12月実績)
・ 1日平均入院患者数	148人(令和6年4月～12月実績)
・ 病院職員数	396人(令和7年1月31日現在)